毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



目 次

◎ 条 例

所管課(室)名

○長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

新産業創造課

◎ 規 則

○長崎県工業技術センター管理運営規則の一部を改正する規則

新産業創造課

条 例

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第2号

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例 長崎県工業技術センター条例(平成元年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

改正前

(使用許可)

- 第3条 センター又はその設備機械類を使用しようとする者 | 第3条 センターの設備機械類を使用しようとする者は、あ は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 前項の許可をしてはならない。
 - (1) センター又はその設備機械類を損傷又は滅失するおそ れがあるとき。
- (2)及び(3) 略

3 略

(損害賠償)

第6条 使用者は、センター又はその設備機械類を損傷し、 又は滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出るとと もに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなら ない。

別表第1 (第4条関係)

区分	単位	金額
施設使用料	1部屋ごと1時間 につき	知事が定める原価計算の 方法により得た額
設備機械類使用料	略	

備考 略

(設備機械類の使用許可)

- らかじめ知事の許可を受けなければならない。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 前項の許可をしてはならない。
 - (1) センターの設備機械類を損傷又は滅失するおそれがあ るとき。
 - (2)及び(3) 略

3 略

(損害賠償)

第6条 使用者は、センターの設備機械類を損傷し、又は滅 失したときは、直ちにその旨を知事に届け出るとともに、 原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

		区分	単位	金額
--	--	----	----	----

設備機械類使用料 略

備考 略

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	~4 略				
5	略				

|別表第2(第9条関係)

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額		
1	1~4 略						
5	工鉱試験検 査に係るそ の他理化学 試験の実施	るその他		1 試料 1 試験	8,620円以上 17,810円以下		
6 略							
備考略							

発行者 長 崎 県

附則

備考 略

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

長崎県工業技術センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第28号

長崎県工業技術センター管理運営規則の一部を改正する規則 長崎県工業技術センター管理運営規則(平成元年長崎県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(使用時間)

第3条 センター又はその設備機械類を使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (使用許可)

第4条 条例第3条の規定により、<u>センター又はその</u>設備機 械類の使用の許可を受けようとする者は、知事に使用許可 申請書を提出しなければならない。

(使用後の原状回復及び点検)

第6条 使用者は、<u>センター又はその</u>設備機械類の使用を終わったときは、それらを原状に回復し、その旨を知事に届け出て係員の点検を受けなければならない。

改正前

(使用時間)

第3条 <u>センターの</u>設備機械類を使用することができる時間 は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が必 要と認めるときは、これを変更することができる。 (使用許可)

第4条 条例第3条の規定により、<u>センターの</u>設備機械類の 使用の許可を受けようとする者は、知事に使用許可申請書 を提出しなければならない。

(使用後の原状回復及び点検)

第6条 使用者は、<u>センターの</u>設備機械類の使用を終わった ときは、それらを原状に回復し、その旨を知事に届け出て 係員の点検を受けなければならない。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

印刷人

長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所